

東久留米市小口零細企業資金融資の

あっせん＜詳細編＞ 令和8年度～

制度の概要、中小企業資金融資制度の違い等は概要編をご確認ください

注意事項

- ◇ 利率の適用は融資実行年月日の該当する年度となります。
- ◇ 原則、法人の場合は企業経営上責任のある役員の連携保証が必要です。
ただし、東京信用保証協会等が指定する手続きを行う場合は不要です。
- ◇ 返済方法は割賦償還のみです。
- ◇ 各種納税証明書に滞納金がある場合は滞納分を支払った後、その支払ったことが証明できるもの（例：領収書）をお持ちください。

既に市の融資をご利用されている方の注意事項

- ◇ 融資の申込みは1原則事業者につき1契約のみです。
しかし、以下の場合は重ねて申込み可能です。
 - ・既に利用している資金と同メニュー（運転資金・設備資金・併用資金のみ）
 - ・経営安定資金
 - ・中小企業資金融資と小口零細企業資金融資はそれぞれ申込み可能
- ◇ 返済中の融資も実行時の融資額を基準として、限度額に含めます。

取扱金融機関名	支店名	電話番号
東和銀行	東久留米中央支店	042-477-8111
	東久留米西支店	042-474-1311
りそな銀行	東久留米支店	042-471-3201
	東久留米滝山支店	042-471-7611
きらぼし銀行	東久留米支店	042-473-5151
	滝山支店	042-474-7211
青梅信用金庫	東久留米支店	042-471-1811
	小平支店	042-345-3411
西武信用金庫	東久留米支店	042-475-5311
	花小金井支店	042-463-2711
多摩信用金庫	東久留米支店	042-477-2111
	田無支店	042-463-1121
	ひばりが丘支店	042-423-3111
	花小金井支店	042-465-2233
西京信用金庫	清瀬支店	042-492-5415
飯能信用金庫	清瀬支店	042-495-2010
	東村山支店	042-397-6060
関係機関	東京信用保証協会 立川支店	042-525-6621(代表)

【申込み・問い合わせ】東久留米市 地域振興課

☎ : 042-470-7743 ✉ : chiikishinko@city.higashikurume.lg.jp

東久留米市小口零細企業資金融資

制度・条件	資金用途	要件 【概要編の要件P3-4を満たしていることが前提】	借受人負担利率 (契約利率・市利子補給)	限度額	融資期間 (うち据置期間)
運転資金	事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	【法人・個人共通】 ・同一事業を引き続き1年以上営んでいること	1.375% (契約利率) 2.275% (市利子補給) 0.90%	700万円	7年以内 (6ヶ月)
設備資金	店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具等の購入に必要な資金	【法人】 ・市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること※ (※市内で個人で行っていた同一事業において法人化した場合は、1年未満であっても、それを証明できる書類を提出することで可能)		見積り金額 が上限 (最大1,000万円)	
併用資金	運転資金および設備資金	【個人】 ・市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接4市(西東京、小平、東村山、清瀬)に有すること		1,000万円 (運転資金分は最大700万円)	
経営安定化資金	運転資金として使用	<div style="text-align: center;">+</div> 経営安定化資金の場合は以下の要件も備えることが必要 【法人・個人共通】 ・最近3ヶ月間または1年間の売上高(生産高)が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること。	0.875% (契約利率) 2.075% (市利子補給) 1.20%	300万円	5年以内 (6ヶ月)
新規開業資金	事業を新規に開始する際の運転資金および設備資金	【法人・個人共通(カッコ内は今後創業予定の場合)】 ・創業1年未満(融資を受けた日から起算して3ヵ月以内に創業) 【法人(カッコ内は今後創業予定の場合)】 ・市内に本店所在地を有すること(申し込みの際に代表者が市内に住所を有すること)	1.20% (契約利率) 2.100% (市利子補給) 0.90%	500万円	7年以内 (6ヶ月)
特定創業資金	特定創業者(特定創業支援等事業の認定者)が事業を新規に開始する際の運転資金および設備資金	【個人(カッコ内は今後創業予定の場合)】 ・市内に住所を有すること ・市内若しくは隣接4市(西東京、小平、東村山、清瀬)に事業所を有すること(3ヵ月以内に有する予定であること)	1.00% (契約利率) 1.700% (市利子補給) 0.70%	700万円	5年以内 (1年以内)

◆ 提出書類一覧

※各種証明書は、発行日より3か月以内の原本（最新年度版）をお持ちください。

必要区分		書類の名称	備考
法人	個人		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東久留米市指定様式の制度融資申込書	市・産業政策課、取扱金融機関で配布 市ホームページから取得可能
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法人市民税の納税証明書	市・納税課で発行
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民税・都民税の納税証明書	市・納税課で発行
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書 または 該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（課税台帳に無い事の証明）
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納税証明書 または 備考参照	市・納税課で発行 （他の保険に加入している場合は、加入状況が確認できるもの（例：資格確認証））
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し および 決算書の写し（直近のもの1期分）	税務署受領印のあるものまたは電子申告完了済みとあるもの
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	会社の登記簿謄本	田無登記所で発行
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民票	市・市民課で発行
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	情報提供に関する同意書	市・産業政策課で配布 市ホームページから取得可能
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状	代理申請の場合に限る
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	見積書	★設備資金、併用資金の場合に限る 発行企業の印があるもの（図面・カタログ等を添付すること）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月別売上高比較表	★経営安定化資金の場合に限る 最近の3か月または1年間の売上高・生産高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること（月別の売上高、生産高が明らかになる資料を添付すること）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新規規開業事業計画書	★新規開業資金・特定創業資金に限る 金融機関担当者でご相談のうえ作成したもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定創業の証明書	★特定創業資金の場合に限る 東久留米市長が発行するもの

◇ 法人のみ以下の連帯保証人に係る資料を提出が必要です。

連帯保証人は市税(市民税・固定資産税・国民健康税)の滞納がないことが要件です。

連 帯 保 証 人

書類の名称		備考
<input type="checkbox"/>	市民税・都民税の納税証明書	市・納税課で発行
<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書 または 該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（課税台帳に無い事の証明）
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納税証明書 または 備考参照	市・納税課で発行 （他の保険に加入している場合は、加入状況が確認できるもの（例：資格確認証））
<input type="checkbox"/>	住民票	市・市民課で発行
<input type="checkbox"/>	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書の写し（連帯保証人不要を希望する場合）	金融機関担当者でご相談のうえ作成したもの

※ 東久留米市以外で発行が必要な証明書があるときは、各市区町村等の担当課へお問い合わせください。